

10分かけ放題利用特約

1.0版

株式会社坊っちゃん電力

第1条（特約の適用）

株式会社坊っちゃん電力（以下、「当社」といいます。）は、「10分かけ放題利用特約」（料金表を含み以下、本特約といいます。）を定め、これにより「10分かけ放題」（以下、「本オプション」といいます。）を提供します。

なお、用語の定義および本特約に記載のない事項は、坊っちゃん電話契約約款（以下、「本約款」といいます）の定めに基づくものとし、本特約と本約款が抵触する場合は本特約が優先して適用されるものとします。

第2条（特約の変更）

当社は、本特約の一部または全部を変更することができます。この場合、当社からの所定の予告期間内に、契約者から本オプション契約解除の通知が当社に対してなされないときは、契約者による承諾があったものとみなします。

2 特約の変更、本オプションに関する事項の契約者に対する通知は、以下のいずれかの方法で行うものとします。

(1) 当社Webサイト上に掲載することにより行います。この場合、掲載された日をもって、すべての契約者に通知が完了したものとみなします。

(2) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

3 本特約が変更された場合、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。

第3条（本オプションの概要）

本オプションは、本特約に定める月額利用料金をお支払い頂くことにより、「0035でんわ」アプリを利用しての発信又は通話先電話番号の前に「0035-45」を付加して発信した場合に、1音声通話あたり10分以内の日本国内間の音声通話料金が無料となるサービスです。なお、通話回数に制限はありません。

2 「0035でんわ」アプリを利用せずに発信した場合、または「0035-45」を付加せず発信した場合、通話料は通常の料金となります。

第4条（対象外通話）

本サービスは、海外への通話、海外からの通話及び以下の通話先等へは本サービスを利用しての発信・通話が行えません。

(1) 緊急通報（110番、118番、119番）及び3桁番号サービス（104/115/177等）への発信・通話

(2) 0120、0570、0180、0990等0XX0で始まる番号への発信・通話

(3) 00XY等ではじまる番号への通話

(4) NTTドコモ社の「他の電話機からの遠隔操作」の発信番号

- (5) ソフトバンク社の「転送・留守電・着信お知らせ機能サービス」に関する発信番号
- (6) 060、020、又は#で始まる電話番号への発信・通話
- (7) 衛星携帯電話への発信

第5条（契約の単位等）

当社は、1のSIMカードごとに1の本オプション契約を締結します。この場合、契約者は、1の本オプション契約につき1の個人（二十歳以上）に限るものとします。

第6条（本オプション契約の申込方法）

申込者は、本特約に同意のうえ、当社の別途定める手続きに従い、坊っちゃん電話の申し込みと同時または坊っちゃん電話の契約後に本オプションの利用契約を申し込むものとします。

第7条（本オプション契約の成立）

本オプション契約は、前条所定の申し込みを当社が必要な審査、手続きを経た後に、これを承諾して成立するものとします。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本オプション契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本オプション契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、本オプション契約を解除することができます。ただし、本項第2号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの契約者に通知することにより、本オプション契約を解除することができます。

- (1) 本オプション契約の申し込み時に利用申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 利用申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 過去に不正使用などにより本オプション契約もしくは坊っちゃん電力に関連する契約等の解除、または坊っちゃん電力等の利用を停止されていることが判明した場合
- (4) 利用申込者が法人の場合
- (5) その他本オプション契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

3 前項の規定により本オプション契約が解除された場合、契約者は、本オプションの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

4 当社は、本条第1項の審査の内容について利用申込者に開示することはありません。

5 当社は、本特約を当社Webサイトへの掲示その他当社所定の方法により、利用申込者が予めその内容を知る機会を確保するものとします。

第8条（本オプションの利用）

本オプションの利用開始日は、当社が申込者から第4条に定める利用契約の申し込みを受け付け、本オプションの提供に必要な登録を完了した日とします。

2 本オプションは、本アプリをインストールのうえ、本アプリを利用して発信することをご利用いただ

けます。

第9条（利用料金）

本オプションの利用料金は、以下のとおりです。

10分かけ放題オプション	月額料金 850円（税抜）
10分超過分通話料	30秒毎 10円（税抜）

2 本オプションの月額料金の課金開始月は、第10条に定める利用開始日が属する月とし、利用料金の日割りは行いません。利用契約の解約月の利用料金についても、日割りは行いません。

第10条（契約者による本オプション契約の解除）

契約者が本オプション契約を解除しようとするときは、当社所定のウェブページ上からその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、契約者から通知があった日が属する月の末日をもって、本オプション契約は終了します。

第11条（当社による契約の解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本オプション契約を解除することができます。

(1) 契約者が坊っちゃん電力のいずれかのサービスについて利用停止となった場合

2 当社は、前項の規定により本オプション契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本オプション契約の解除を行うことができます。

3 会員契約が契約者による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、その契約者と当社との間の本オプション契約は同時に解除されます。

第12条（提供中止）

当社は、次のいずれかの場合には、契約者に対する本オプションの提供を中止することがあります。

(1) 当社または回線提供事業者の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合

(2) 契約者が、本オプションの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行わせた場合

(3) 当社および回線提供事業者により通信利用が制限となる場合

(4) 天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本オプションの提供をすることが困難となった場合

(5) 当社が、運営上、技術上その他理由により、本オプションの提供を中止することが必要であると判断した場合。

2 当社は、前項の規定により本オプションの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、または、前項第5号に定める本オプションによる通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3 当社は、第1項による本オプションの提供の中止により契約者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を

負いません。

第 13 条（利用停止）

当社は、本特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある契約者、または、本オプション以外の坊っちゃん電力の契約が利用停止となった契約者については、何らの責任も負うことなく、本オプションの利用も停止します。

第 14 条（料金債務の存続）

本特約所定の条件に従い本オプション契約の解除または終了があった場合において、その契約者がかかる解除または終了の時点において未だ支払いを完了していない本特約所定の料金(解除または終了の後に発生するものを含みます。)についての債務は、かかる契約者による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。

第 15 条（無保証）

当社は、本オプションについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、契約者の利用目的に適合することの保証、および通話品質に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第 16 条（本オプションの変更または廃止）

当社は、本オプションの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本オプションの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により契約者に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

附 則

本特約は、平成29年10月1日から実施します。

以上